

第二次日英同盟と国防方針

黒野 耐

はじめに

日英同盟は日本外交の「骨髄」と評価され1902(明治35)年から1922(大正11)年までの20年間にわたって続いた。その成立から終焉に至る政治・外交史としての研究は多くの成果が上げられ、ほぼ研究し尽くされた感がある。これに比較すると、軍事史としての研究は優れた成果が逐次上げられているものの、管見の限りでは日英同盟と日本の国防政策全般との関係を体系的に研究したものが見られないように、さらに研究すべき分野が残されている。¹

第二次日英同盟は、日露戦争前に締結された防守同盟を攻守同盟に更新した訳であるから、日英のいずれか一方が他の一国または数国と戦争になった場合、自動的に日英協同で戦うことになる。したがって、第二次日英同盟成立後の1907年に制定された「明治四十年帝国国防方針」(以下、明治四十年国防方針)の戦略・作戦は、当然、日英協同が基本となるはずである。ところが、国防方針は日本対一国の戦争(以下、一国戦)が基本に構想され、日英協同作戦が「用兵綱領」の後段部分に一国戦を準用すると記されているだけである。

このように、国防政策という視座から第二次日英同盟を見た場合、大きな問題が残されている訳であるが、このような視点から研究されたものは管見のかぎり見られない。

この問題をさらに細分化すると次の四点になる。

同盟の性格を防守同盟から攻守同盟に更新し、適用範囲をインドまで拡大する英国の政略的意図に、何故日本は同意したのか。

第二次軍事協商において第一次軍事協商の際の積み残しの課題、特に極東における優勢な海軍力の維持と陸軍の軍事支援の片務性の問題は解決されたのか。

日露戦後の日英の政戦略は如何に変化したのか。日本の国防戦略、特に国防方針において何故日英協同作戦が基軸となっていないのか。

¹ 先行研究としては、角田順『満州問題と国防方針』(原書房、1967年)、黒羽茂『日英同盟の軌跡』(文化書房博文社、1987年)、防衛研究所戦史室『大本営海軍部・連合艦隊(1)』(朝雲新聞社、1975年)、村島滋「第二回日英軍事協商に関する若干の考察」(『政治経済史学』第153号、1979年)、小林啓治「日露戦後の日英同盟の軍事的位置」(『日本史研究』第293号、1987年)、Ian H. Nish, *The Anglo-Japanese Alliance: The Diplomacy of Two Island Empires, 1894-1907* (The Athlone Press, London & Dover, 1966)、Ian H. Nish, *Alliance in Decline: A Study in Anglo-Japanese Relations, 1908-23*, (The Athlone Press, London, 1972) などがある。

軍事協商締結後の世界情勢、特に極東情勢の急激な変化は、第二次日英同盟に如何なる影響を与えたのか。

これらの問題を解明するためには、まず日英同盟更新の背景を考察し、同盟の更新に際しての英国の意図を解明するとともに、これに対する日本の意図を明らかにする。次に同盟協約更新時の日英の対立点、軍事協商に見る英国のアジア戦略の弱点を明確にする。そして日本の国防方針、軍事協商への期待、軍事協商に見られる戦略から、日英同盟を日本国防の基軸としない理由を解明する。最後に軍事協約成立前後の情勢の変化と日英同盟の意義の関連を分析し、第二次日英同盟の軍事的意義を明らかにする。

これらの問題を解明することにより、日英同盟20年の歴史の中で絶頂期にあった時に制定された明治四十年国防方針が、何故に日英同盟を日本国防上の基軸として重要視していなかったのかという問題を明らかにすることができ、同盟が持つ軍事の本質的意義の一端に触れることができると考える。

本文中に引用した文章は、筆者が旧漢字・俗字は新漢字に改め、また適宜に句読点を加味した。

1 日英同盟の強化と拡大

(1) 日英同盟更新の背景

英国は日露戦争開戦後の1904年8月に、仏国との間で協商を成立させた。この英仏協商によって、英国は欧州正面における露国・独国の脅威に対する防波堤を築き上げた。また、日本は日露戦争に仏国が露国に加担して参戦する悪夢から開放されることとなった。

1905年になると、日露戦争における日本の優勢が確信されるようになり、英国にとって極東正面でも露国に対する防波堤が完成されつつあった。その結果、英国に対する露国の脅威を考慮する正面として、インドが大きくクローズアップされた。インド正面は後述するように、英国の植民地を防衛する上での一つの脆弱部を形成していた。

日英同盟締結時、英国内には極東の後進国と同盟を結び無用の負担を負うという反対論があった。この反対論も、日露戦争開戦後の日本軍の連戦連勝によって影を潜め、英国の朝野を上げて日英同盟の強化・拡大が叫ばれるようになった。²

² 外務省編 『小村外交史』(原書房、1966年) 621頁。

英国が日英同盟を強化・拡大する上での一つの懸念材料として、日露戦争後における日米間の関係があった。米国は、日本が日露戦争に勝利した場合はその勢いをかって、東亜における米国の領土であるフィリピンにまで進出するのではないかという恐れを抱いていた³。このことは、日露戦争後に日米が対立するという危惧の念を英国に懐かせた。そのような情勢となることで、日米の対立に巻き込まれたくない英国にとっては一つの懸念材料であった。

英国が上記のような心配をしていた時、1905年7月29日に桂太郎総理とタフト米国陸軍長官の間に「桂・タフト協定」が締結された。この協定によって、桂総理は日本がフィリピンになんら野心のないことを断言し、タフト長官は韓国に対する日本の地位の正当性を認め、ローズベルト大統領がこれを追認した⁴。このことは、米国が署名しないものの日英同盟のメンバーになったことを意味した⁵。

そして同盟の更新に際して、日米対立の結果として米国と戦争になる事態を避けることに主関心を持つ英国にとっては⁶、更新するための障害が取り除かれたことになるのである。

このような情勢の変化は、英国にとって国内的にも、対米関係上からも、日本との同盟を強化・拡大する上での障害をなくし、日英同盟を更新する条件を整えたのである。

一方、日本は現に戦っている日露戦争において日英同盟による十分な利益、すなわち仏・独国の参戦を封じ、戦費の調達、情報の入手等に便宜をえる等の政略面における利益を享受していた。また、日本としては戦後経営を考えた場合、戦争による国力の疲弊から立ち直り、欧米列強間に孤立しないためにも、日英同盟の維持は必要不可欠であった。

(2) 更新を求める英国の意図

日露戦争における日本の優勢は、英国に露国の極東進出が頓挫する安心感を与える反面、極東で敗北した露国がインド方面に矛先を転じてくる恐れを生じさせた。また英仏協商の成立により、英国は欧州正面における露国の脅威から開放されていたものの、独国が露国の一時的無力の間隙を突いて仏国に圧力を加え、欧州大陸における勢力均衡を破綻させる懸念を懐かせた。そして、中東正面において英国は、独国の3B政策と対立していた。

このような情勢を背景に、英国は独国の海軍に備えるため、本国周辺海域へ海軍力を集中することを考え、極東から主力艦を本国周辺海域に転用することを検討していた。また、

³ A. Whitney Griswold, *The Far Eastern Policy of the United States*, (University Press, New Haven & London, 1962), pp.124-125 .

⁴ 「桂『タフト』了解二関スル件」(外務省編『日本外交文書』第三十八巻第一冊)450～451頁。

⁵ Griswold, *The Far Eastern Policy of the United States*, pp.125-126 .

⁶ Ian H. Nish, *The Anglo-Japanese Alliance*, pp.329-330 .

1905(明治38)年4月12日の帝国防衛委員会では、本国の防衛とともに重視していたインド防衛のための増援兵力として、日本陸軍を利用しようとするクラーク事務局長の構想が討議されていた⁷。

極東海域から主力艦を転用した空白を日本海軍によって補完することを確実にするためには、日英同盟を防守同盟から攻守同盟に強化することが必要であった。また、インド防衛に日本陸軍を利用するためには、同盟の適用範囲をインドにまで拡大することが必要であった。

1905(明治38)年2月15日の日英同盟記念祝賀会において、小村寿太郎外相が行った演説には次のような一節があった。

此の同盟が平時に於ても又戦時に於ても至大の価値を有すべしとの吾々の当時の信念は、既往三箇年の経験に依りて十分に確認せられたり。此の同盟が将来引続き鞏固を加へんことは、両締約国竝に全世界の利益の為め希うて已まず。⁸

この演説は英国に大反響を与え、同盟協約の改定を考えていた英国政府当局は日本の意向を打診してきた。

ランスダウン外相は5月17日に在英林董公使に対し、次のような要旨の提案をした。英国政府は、「締盟国ノ一方カ何等一国ヨリ謂ハレナク攻撃セラル、場合ニ他方ハ之ヲ援助スヘキ旨協約ノ条文ヲ以テ規定セン」ことを希望するとして、攻守同盟への更新の意図を示した。

そして、「英国ハ其海軍ノ全力、並ニ其他ノ方法ヲ以テ日本ヲ援助スヘク、其代リ日本ハ其陸軍ヲ以テ英国ヲ援助スヘシ」と述べ、露国は現に公言しているように戦争が終了したら海軍の拡張に全力を注ぐが、日本が攻撃された場合、全英国艦隊が援助することを規定すれば、露国は海軍拡張の意思を放棄するであろう。そうなれば、「露国ハ恐ク其力ヲ印度ニ注ク」ことになる。この場合に、「日本陸軍ノ英国ヲ援助スヘキヲ知ラハ、露国ハ亦何等為スアルヲ得サルヘシ」と述べ、同盟の範囲をインドにまで拡大して日本陸軍の援助を得たい旨を述べた。⁹

ランスダウン外相が強調したのは、同盟の強化によって日露戦後に海軍を拡張しようとする露国の意図を封じ、これに対抗する日本の努力を軽減し、また露国のインドへの転進も断念させることが出来るということであった。すなわち英国の意図は、日英の長短を相補うと

⁷ *Ibid.*, pp. 305-306 .

⁸ 前掲『小村外交史』620～621頁。

⁹ 前掲『日本外交文書』第三十八巻第一冊、13頁。

はいうものの、後述するように英国の政戦略態勢の脆弱部を日本陸海軍によって補うことにあった。つまり、日英同盟の強化・拡張を必要とするのは、日本より英国にあったのである。

そして、支那艦隊の主力を欧州海域に転用し、インドの防衛に日本陸軍を利用する英国の要求は、1902年に日英同盟を締結した際、当初から懐いていたものであった。それが、日露戦争において日本の勝利が見通せる情勢の到来によって、英国は本来の要求を持ち出してきたのである。

(3) 更新に対する日本の意図

英国政府が日英同盟の更新を提示したのに対し、日本政府の当初の意図は1905(明治38)年4月8日の閣議決定に見られた。この閣議では次のように、同盟の性格と範囲は変更しないこと、期限を延長すること、日本の韓国に対する保護権の確立を英国が支持するように韓国条項を変更することを決定した。

日英協約ノ根本的主義ハ、第一、該協約ノ性質カ防守同盟ナルコト。第二、其効力ノ及フ範圍カ清韓兩國ニ限定セラレ居ルコト。…前記ノ根本的主義タル協約ノ性質及範圍ニ關シテハ、変更ノ必要ナキノミナラス、之レヲ変更セサルヲ可トスヘク、唯此際、考究ヲ要スルハ期限ヲ一定スルコト、及訂約以来生シタル局面ノ変化ニ応シ、適當ノ変更ヲ加フルコト之レナリ。即チ、

第一 期限ハ戦後ニ於ケル帝国ノ地位ヲ可成安固ナラシムルノ見地ヨリシテ、之レヲ一定シ置クノ必要アリ。然レトモ其長短ニ付キテハ、右ノ目的ト併セテ今後形勢ノ変化トヲ予想シ、其中ヲ執リテ適宜ニ之レヲ定メサルヘカラス。

第二 今回戦争ノ結果トシテ韓国ノ地位一変シタルヲ以テ、本協約モ亦之レニ応シ必要ノ変更ヲ加ヘサルヘカラス。即チ、我邦ハ韓国ニ対シ保護権ノ確立ヲ期スルカ故ニ、之レヲ実行スルモ、協約ト抵触ヲ来ササル様修正ヲ加ヘ、又其實行ニ対シ英国政府ノ贊助ヲ得ル様、予メ相当ノ処置ヲ為シ置クヲ要ス。¹⁰

この決定には、防守同盟の下で戦っている日露戦争において、他の欧州列強が露国側に立って参戦することを封じていたし、日本軍単独で陸海において露国軍を圧倒しているため、日本としては同盟の期間を延長するだけで十分であるという背景があった。日本として

¹⁰ 同上、7～8頁。

は、同盟を強化・拡大して新たな義務を負う必要はなかったのである。

このような日本政府の意図に対し、林公使は次のような利点を述べて、日英同盟の強化・拡大を支持する意見具申を行なった。

若シ、我国ニシテ英国ト密接同盟ヲ締結スルニ於テハ、我国ハ英米仏伊ノ四個国ヨリ成レル強大ナル連合ノ後援ヲ得可ク、而シテ之ニ伴フ利益極メテ多カル可シ。

従テ、我邦ハ露国多年ノ復讐戦ヲ怖ルルヲ要セザルノミナラス、尚左ノ利益アリ。

第一 日本ハ現下戦争ノ終局ニ於ケル講和談判ニ際シ、列強ノ殆ト全部ヨリ後援ヲ受クルヲ得ヘシ。

第二 黄禍説ヲ鼓吹シ、以テ日本ニ対抗スル欧州同盟ヲ作ランカ為メ、目下重ニ露独両国人ニ於テ計画中ナル奸譎ノ陰謀ハ、確ニ之ヲ打破スルヲ得可シ。

第三 同盟ノ結果トシテ、日本人ト「アングロ・サクソン」人種(英米人)トノ間ニ増進ス可キ同情ハ、日本労働者ヲ異人種タルノ故ヲ以テ、英国殖民地又ハ米国ヨリ排斥セントスルノ口実ヲ漸々消滅セシムルノ効果アラム。...¹¹

これは、日本が同盟を強化・拡大することにより、英米仏伊の四カ国からなる強大な連合の後援を受けることが出来る結果、露国の復讐戦を恐れる必要がなくなり、日露戦争の講和談判にこれら列強の支持が得られ、戦後に予想される対日同盟構築の陰謀を打破でき、英国植民地・米国からの日本人労働者排斥の口実を排除できるといった利点であった。

日本政府は5月24日の閣議において、同盟を強化・拡大することを決定した。その理由の要旨は、次のようなものであった。日露戦争の結果、露国の極東経営が根底から打破されても、露国が本来の意思を放棄しない以上、再び極東経営の回復を図ろうとすることは必然であるが、英国と攻守同盟を結び、日本が適度の軍備拡張を行なえば露国の復讐戦を抑制できる。また、戦後に予想される欧米の日本に対する畏懼猜疑の念によって、日本が孤立していくことを防ぐことが出来る¹²。

そして、この閣議で同盟改定の条件として、同盟範囲をインド以東とし、東亜に最大の海軍力を保有している他の国より日英両国で優勢な海軍力を維持し、日本が韓国の保護権を確立する際に英国が承認することを要求することが決定された¹³。

¹¹ 同上、14頁。

¹² 同上、15～16頁。

¹³ 同上、16～17頁。

(4) 更新時における日英の対立点

協約更新に際して日英間で対立した問題点は、東亜において日英が他の国よりも優勢な海軍力を維持すること、日本陸軍をインドへ派遣することの二点であった。

優勢な海軍力を極東に維持する問題は、日本海海戦後すぐに表面化した。1905(明治38)年6月1日、林公使はランスダウン外相から次の主旨の提案を受け取り、これを山本海相に送った。

露国艦隊全滅シタルニ付、英政府ハ極東海軍ニ戦闘艦ヲ留置スル必要ナキノミナラス、之ヲ召還シ、欧州艦隊ト合併セシムルニ於テハ、講和談判、若クハ其他ノ原因ヨリ葛藤生スル場合ニ於テ、一層効益アルヘシト思考ス。尤モ、装甲巡洋艦五隻ハ極東ニ残シ置ク考ナリ。¹⁴

この提案に見られる英国の意図は、露国艦隊の全滅によって東亜海域の制海権の維持は日本海軍に任せ、英国極東艦隊所属の全戦闘艦を欧州艦隊に合流させ、欧州海域において独国艦隊に備えることにあった。

この英国の提案に対し、小村外相は山本権兵衛海相と協議して、次のような結論を出した。

一時的処分トシテ機宜ニ適セリト信ス。然レドモ之ト同時ニ、海軍省ハ英政府ガ日英両国共ニ他国ノ極東海軍力ニ比シ、常ニ優勢ナル海軍力ヲ極東海面ニ維持スルコトヲ確定不動ノ主義トシテ承認センコトヲ希望ス。¹⁵

これは、日本海軍が一時的処置としては認めるものの、あくまで原則としては、日英両国が他国の極東海軍に比較して、常に優勢な海軍力を極東海面に維持することを、英国政府が承認することを求めていた。

この問題については、英国が独国に備えて英国近海に艦艇を集中するほかに、英国の米国に対する配慮が見られる。日本が提示した秘密約款の第一項にある「東洋〔東亜の意味〕ニ於テ最大海軍力ヲ有スル別国」¹⁶とは米国以外にはありえず、英国がこれを受諾すれば、日本と共に東亜において米国を標準として、海軍力を維持することになるからである。

¹⁴ 同上、24頁。

¹⁵ 同上、24頁。

¹⁶ 同上、19頁。

6月10日に示した協約案の説明において、ランスダウン外相は次のように述べた。

蓋シ米国ハ『フィリッピン』ニ於テ強大ナル海軍力ヲ維持スト雖モ、日英両国ト紛争ヲ生スルコトアルヘシトモ思ハレズ。實際ニ於テ、米国ハ日英ニ対スル暗黙ノ同盟国ニシテ、我両国ガ警戒ヲ要ス可キ諸国ノ内ニ数ヘザルコトヲ得ルナリ。¹⁷

英国は第一次日英同盟の時から、実質的には米国を対象から外していた。本協約においても、ランスダウン外相は日米戦が生じた時には、英国が義務を負わない旨を林公使に明言していたように¹⁸、英国の意図は対米不戦にあった。

そして6月10日に示した英国案は、「各欧州中何レノ国タルヲ問ハス、其極東〔東亜〕ノ海面ニ於テ有スル海軍ニ比シ、実力上優勢ナル海軍ヲ常ニ該海面ニ集中スルヲ得ヘキ状態ニ維持スルコトヲ努ムヘシ〔傍点筆者〕」として、常時、東亜海面に海軍力を維持することを避けようとした。その一方で英国は、「日本国ハ戦時ニ方リテハ、随時、印度ニ於ケル英国軍隊ノ兵力ニ等シキ兵力ヲ準備維持スヘシ」として、英国艦隊を戦時に極東に派遣する代りに、日本陸軍のインドへの派兵を求めたのである。¹⁹

このように、英国の意図は日本の陸海軍力、特に陸軍力によってインドから極東にわたる英国権益の擁護を補完させ、英国陸海軍の主力は独国に備えて欧州方面に集結することになった。

日本は6月21日に提示した修正案で、海軍力維持の問題について英国案に妥協した²⁰。これを受けた英国は7月1日、次の主旨の再修正案を日本に提示した。

日本国ハ戦時ニ方リテハ随時、印度ニ於テ維持セラルル英国軍隊ノ兵力ヨリモ少カラサル兵力ヲ、印度ニ於テ使用スルコトヲ得ヘキ様、維持スヘキコトヲ約定ス。...

日本国ハ、大不列顛国ニ海軍ノ援助ヲ与フル目的ノ為メ、亜細亜ノ海面以外ニ艦船ヲ派遣スルノ義務ナク、又大不列顛国ハ、日本国ニ陸軍ノ援助ヲ与フル目的ノタメ、極東ニ軍隊ヲ派遣スルノ義務ナキコトヲ相互ニ同意ス。²¹

英国の再度の要求は、日本陸軍のインドへの派兵であるが、その兵力はキッチナー・イン

¹⁷ 同上、27頁。

¹⁸ 同上、49頁。

¹⁹ 同上、26頁。

²⁰ 同上、29頁。

²¹ 同上、34頁。

ド駐屯軍司令官が本国に求めていた、増援兵力15万8700名の内の15万名であった²²。さらに、日本がアジア以外の海面に艦船を派遣する義務がないと同様に、英国は極東に陸軍を派遣する義務がないことに同意することを求めた。

これに対し、林公使は次のように述べて、インド派兵の約款の片務性を主張し、日本陸軍の最も有利な運用を拘束することに反対した。

本約款八片務的ニシテ、且不必要ナルノミナラス、日本ヲシテ戦時ニ際シ其陸軍ノ兵力ヲ自由ニ、且最有利ニ使用スルコトヲ得サラシムルモノナリ。戦時ニ於テハ、日本ノ陸軍ノ兵力ハ印度ニ於ケルヨリモ、満州又ハ其他ノ地点ニ於テ使用スル方、時宜ニ適スル場合起ルヤモ知ルヘカラス。²³

それでもランズダウン外相は、「一種ノ保障トシテ、之ニ類スル何分ノ約款」²⁴の記述を求めたのである。

同盟協約改定の軍事的主旨は、英国が海軍力をもって日本を援助する代わりに、日本は陸軍力をもって英国を援助するという、日英の長短を相補う戦略態勢を構築することにあつた。しかし、これは軍事的には明らかに日本側の負担が大きかった。露国艦隊が消滅し、独国・仏国艦隊はその主力を英国艦隊によって欧州海域に拘束されているため、東亜において日本に対抗できる艦隊はフィリピンにいる米国艦隊（本国からの増援も含めて）だけであつた。しかも、米国は日英の準同盟国といった英国の認識からすれば、実際英国は有力な艦隊を極東海域に配置する必要がなくなっていたのである。

したがって、英国は戦時に極東に艦隊を集中する状態を維持するとの約束の下に、実体としては支那艦隊の主力艦を欧州に召還し、その世界戦略の脆弱部である極東とインドの防衛を日本軍、特に陸軍に補完させたいと考えたのである。

この海軍力極東配置条項、およびインドへの増援条項は明記されず、同盟協約第七条に、「他ノ一方ニ兵力的援助ヲ与フヘキ条件、及該援助ノ実行方法ハ、両締盟国陸海軍当局者ニ於テ協定スヘク」²⁵と記載して、後の軍事協約に委ねられた。

²² Nish, *The Anglo-Japanese Alliance*, pp.316-317 .

²³ 前掲『日本外交文書』第三十八巻第一冊、35頁。

²⁴ 同上、35頁。

²⁵ 同上、62頁。

(5) 第二次日英同盟の成立

1905(明治38)年8月12日に調印された第二回日英同盟協約は、前文と八カ条からなるもので、その要旨は次のようなものであった。

前文は、清国の独立と領土保全、および列国の商工業の機会均等主義を確保することを唱えているが、協約の目的は東亜・インドにおける日英両国の領土権の保持と特殊権益の防護にあり、その対象範囲を東亜からインドにまで拡大した。そして第一条で、協約の目的である日英の権利・利益が危殆に瀕した場合は、協同で対処する原則を確認し、第二条で日英の一方が一国、または数国から攻撃・侵略された場合、日英協同で作戦するという攻守同盟の原則を確認している。

第三条では、日本の韓国に対する優先権とそのための指導・監理・保護の措置を取る権利を認め、同様に第四条で英国のインドに対する優先権とその措置を取る権利を認めている。第五条で、日英以外の国と前文の目的に反する協約を結ばないことを確認した。第六条で、現に継続している日露戦争では、第一回日英同盟協約の原則が生きていることを確認している。第八条に協約の有効期間を10年間とし、その期間延長と解消の仕方を規定している。²⁶

そして第七条で、日英いずれかが戦争となった場合、援助を与えるべき条件、援助の実行方法について、日英両国軍事当局者間で随時協議することが規定されていた²⁷。

このように、第二次日英同盟協約は英国の要望にそって、その性格を攻守同盟とし、適用範囲をインドにまで拡大した。その軍事的意義は、英国が海軍力をもって日本を援助する代わりに、日本は陸軍力をもって英国を援助するという、日英の長短を相補う戦略態勢を作りあげることであった。しかし、軍事的には日本側の負担が大きかったのである。

それは、露国艦隊が消滅し、独仏艦隊の主力は欧州海域に展開しているため、東亜において日本海軍に対抗できる艦隊は、本国からの増援もふくめたフィリピンにいる米国艦隊だけであった。ところが、英国は米国を日英の準同盟国と認識していたから、実質的には英国が有力な艦隊を東亜海域に配置する必要がなくなっていた。

したがって、英国は戦時に東亜海域に艦隊を集中する状態を維持するとの約束の下に、実態としては支那艦隊から戦艦を欧州に転用し、英国陸軍の極東への派遣を免除させ、しかもインド以東の防衛を日本軍に補完させるのである。その反面、日本にとって最も危険な敵である米国海軍と露国陸軍に対して、日本は実質的に単独で当ることになる。

²⁶ 同上、61～63頁。

²⁷ 同上、62頁。

これらの点が交渉において折り合わなかったため、海軍力極東配備条項とインド増援条項は協約に明記されず、第七条に兵力的援助を与える条件と実行方法を両国海軍当局者間で協定することを記載して、後の軍事協商に委ねたのである。

2 第二次軍事協商の背景

(1) 第一次軍事協商の課題

日露戦争に絶大な効果をもたらしていた日英防衛同盟も、その軍事協商では次のような課題が積み残されていた。

1902(明治36)年5月14日、横須賀鎮守府で日英軍事協商が行われた。この協商において、山本権兵衛海相は極東における日英海軍の主戦基地を北方は佐世保、南方は香港とし、この作戦基地に依って各方面の制海権を獲得した後、臨機応変の作戦を定めることを提案した。これに対し、ブリッジ支那艦隊司令長官は、戦闘艦隊の主力は集中して敵艦隊の撃破に当て、軽快に行動できる艦船に別の任務につかせることを提示した。

また、山本海相が主として日本海軍が遼東から朝鮮沿岸の日本海を、英国海軍が揚子江以南の海域を受持つといった区域分担による協同を提案したのに対し、ブリッジ司令長官は日英協同して同盟軍の戦闘艦隊で敵主力に備え、巡洋艦で諸種の任務に従事させるとの作戦方針を示した²⁸。

この海軍力の基本配置・作戦方針の違いは、欧州情勢によっては極東艦隊の主力を欧州海域に集中する必要性が生じることに備えて融通性を保持しておきたい英国と、日本周辺における作戦には日本海軍の計画と行動の主体性を確保し、英国の都合に拘束されることを回避したい日本の思惑の差にあった。

この問題は、1902年7月7日のロンドンでの陸海軍連合会議において、英国の主張する方針に日本が妥協した²⁹。日本海軍が妥協したのは、二強国標準主義をとっていた英国海軍と連合できる利益の大きさを測った結果であった。これによって、日本海軍は独国・仏国海軍を考慮することなく、露国海軍にのみ集中することが可能となったのである。

海軍の問題に比べると陸軍の問題は深刻であった。ロンドンにおける7月8日の陸軍会議で、日本陸軍代表の福島安正少将は英国陸軍の一個軍団以上の兵力の満州派遣を要請し

²⁸ 「第一号会談記事」(参謀次長保管「日英両国軍事関係書類」防衛研究所図書館所蔵)。

²⁹ 「訳第壹号」(同上「日英両国軍事関係書類」)。

た。これに対し、ニコルソン中将はインドへの増援と仏国植民地攻撃のため余力がない旨を述べ、英国陸軍はアフガニスタン正面から露国に対し牽制作戦を行うことと、インドシナの仏軍根拠地を攻撃する考えを示した。しかし、英国陸軍の牽制作戦はアフガニスタン情勢に左右され、また兵站補給の困難性からして余り期待できるものではなかったし、インドシナへの攻撃には日本陸軍の増援を当てにするといった状況であった。³⁰

日本陸軍が英国に確実に期待できることは輸送船舶の援助だけであり、満州における対露戦は日本陸軍独自の構想によって戦うことであった。したがって、日英同盟対敵国同盟（主として露仏同盟を想定）の場合でも、陸軍にとっては日本対露国の一国戦の場合と何等変わることはなかったのである。これらの問題は、日英同盟が攻守同盟となることによって、当然、再燃し、かつ同盟の強化・拡大の成否を左右する重大問題であった。

（２）国際情勢の変化（1905年８月～1907年６月）

日英同盟が更新された1905（明治38）年８月から、軍事協約が締結される1907年６月までの間に、国際情勢は大きく変化し始める兆候を呈していた。

1905年９月５日にポーツマス条約が締結されて、日露戦争が日本の勝利のうちに終了した。この時期は、露国も日本との再戦を不可避と考えていたし³¹、日本も露国の復讐戦を警戒していた。しかし、日露戦争に70億ルーブルの戦費を費し、国内の革命勢力の脅威に晒され、かつ米国資本の満州への進出といった事態にも直面した露国には、再度の戦争を行う余力はなくなっていた³²。

1906年５月に露国の外相として登場したイズヴォルスキーは、仏国との同盟を基軸として外交政策を推進するためには、英国と日本との協調によって強化・拡充する必要があると考えていた³³。

その背景には、戦争と革命による疲蔽のほかに、仏国資本への従属に陥った露国の選択肢は、英仏連合の側に立つしかなかったという事情があった。また、日本の脅威から露国の北満における権益を維持し、極東露国領を保全することに不安を抱いていたこともあった³⁴。その結果、露国の政策は日本との和睦を強固にし、英国との妥協を図り、国力の回復に努めるとともに、外交政策の中心を欧州正面に移す方向に変化しつつあった³⁵。1907年２月４日

³⁰ 「訳第弐号」(同上「日英両国軍事関係書類」)。

³¹ 中山治一『日露戦争以後』(創元社、一九五七年)４～５頁。

³² ヴェ・アヴァリン著、露国問題研究所訳『列強対満工作史』(原書房、1973年)160～161頁。

³³ 前掲『日露戦争以後』142～143頁。

³⁴ 前掲『列強対満工作史』168～169頁。

³⁵ 外務省編『日本外交文書』第四十巻第一冊(日本国際連合協会、1960年)99頁。

に、イズヴォルスキー外相は本野在露公使に日露協商の締結を提議するのである。

独国と国境を接して脅威を受ける仏国は、対独包囲網を構築するため、1905年8月に成立した英仏協商を梃子として、日露戦争後、英露関係と日仏・日露関係の修復に動き出した。仏国の対日関係修復には、欧州における戦略態勢を有利にするほかに、インドシナ・中国における仏国の領土と権益を日本の脅威から保全する狙いもあった。³⁶

英仏協商が成立し、日本が日露戦争に勝利し、英露関係が修復に向けて動き出したことによって、英国の世界政策を推進する上での脅威は、露国から独国へと変化しつつあった。

一方、米国の極東政策の主眼は、フィリピンの防衛と中国における商業的機会均等を獲得することであった。ローズヴェルト大統領は、日本の勝利が見え始めると日本によるフィリピンへの脅威を恐れ、1905年8月に締結した桂タフト協定を承認した。桂タフト協定とその翌日に締結された日英攻守同盟により、極東における日英米三国の提携が成立した。しかし、日米関係は1906年3月にカリフォルニア議会を日本移民制限決議案が通過したことに始まる移民問題のために、悪化の一途をたどり始めた。

以上のように、国際情勢は日英仏露と独墺伊が対立する構図となりつつあった。また極東では、露国が日本との提携を求める方向に変化する一方、米国の満州の利権を巡って日露と対立するように、極東情勢は日露対米の対立へと変化していく兆候を見せ始めていた。

(3) 英国における戦略態勢の変更

1904(明治37)年における英国の軍事費は国家財政の48.1%をも占め³⁷、軍事費の削減が財政上の課題となっていた。したがって、海軍にも経費の節約が求められ、経済的で効率的な艦隊配置の改善が検討されていた³⁸。一方、独国は1900年6月に公布した第二回艦隊法(戦艦38・大型巡洋艦14・軽巡洋艦38隻)³⁹に基づいて、海軍力を増強していた。この独国の海軍力増強に対応するため、英国は本国周辺の世界海軍力を強化する必要性に迫られていた。

このような情勢を背景として1905年2月頃に、海軍軍令部長フィッシャー大將は、次のような海軍の画期的配置換えを考え、逐次に実行していった。

太平洋艦隊、南大西洋艦隊、北米・西インド艦隊を廃止し、南大西洋艦隊、北米・西インド艦隊の担任区域とアフリカ西岸をケープ艦隊に引き継がせた。そして、本国艦隊を海峡艦

³⁶ 同上、47、56頁。

³⁷ 小林啓治「日露戦後の日英同盟の軍事的位置」、『日本史研究』第305号、1998年)24頁。

³⁸ Arthur J. Marder, *The Anatomy of British Sea Power: A History of British Naval Policy in the Pre-Dreadnought Era, 1880 - 1905*(New York: Octagon Books, 1976), pp.484-486.

³⁹ 防衛研修所戦史室『大本営海軍部・連合艦隊<1>』(朝雲新聞社、1975年)86頁。

隊に改称して戦艦を12隻に増強し、地中海艦隊を戦艦12隻から8隻に削減した。戦艦8隻からなる旧海峡艦隊を大西洋艦隊に改称し、海峡・地中海両艦隊を増援できる配置とした。さらに、海峡・大西洋・地中海の3艦隊にそれぞれ装甲巡洋艦6隻を配属した。⁴⁰

5月になると、日本海軍が日本海海戦において露国艦隊を撃滅した。この日本海軍の勝利は、支那艦隊の主力を英本国周辺海域に転用することを可能にし、英国は翌年夏に戦艦5隻を召還して海峡艦隊に配属した。海峡艦隊は17隻に増強され、大西洋艦隊と合わせて、英国は25隻の戦艦を独国海軍に指向することが可能になった。これらの事態は次表が示すように、露国・仏国・独国が連合しても欧州では英国海軍が独力で、極東では日本海軍が独力で、3カ国連合海軍を凌駕する情勢をもたらした。

1905年前半の主力艦勢力表⁴¹

	2 月	6 月
英 国	戦艦46、装甲巡洋艦27 1/2	
露独仏	戦艦 49、装甲巡洋艦 23 1/4 隻	戦艦 40 1/4、装甲巡洋艦 21

(*The Anatomy of British Sea Power* から作成)

この艦隊の配置換えは、当然、本国海域以外の海域における制海権の衰退をもたらすため、インド以東における制海権の維持を日本海軍に依存することとなる。

一方、陸軍においても戦略態勢の変更が求められていた。1905年12月に成立した自由党内閣のホルデー陸相は、陸軍の任務として本土防衛とインド防衛よりも、欧州大陸で仏国等を支援して戦う対独戦を上位に位置付け、欧州大陸派遣の遠征軍と本土防衛の地域軍(Territorial Force)を創設することを企図した。これに必要な経費を捻出するため、ホルデー陸相は2個近衛大隊・8個歩兵大隊・11個植民地連隊等を廃止し、ジブラルタル・マルタ・セイロンの守備隊を削減し、カナダを始め植民地の防衛を植民地政府に移管する等、陸軍の改編に取り組んだ⁴²。

このような陸軍の任務と戦略態勢の変更は、インドに対する露国の脅威と中国における不測事態への対処について、日本陸軍の援助があって始めて成立するものであった。

以上のような陸海軍の戦略態勢の変更は、軍事協約の締結によって裏付けられなければ実効性に欠けるため、英国としては日英同盟協約更新後、速やかに軍事協約を締結する必要が

⁴⁰ Marder, *The Anatomy of British Sea Power*, pp.491-492 .

⁴¹ *Ibid.*, pp.511- 512 .

⁴² W. C. B. Tunstall, *Imperial Defense*, in E. A. Benians, et al.,(ed.s.), *The Cambridge History of the British Empire Vol.* , (Cambridge University Press, London, 1959) PP.582-585 .

あった。軍事協約の焦点は、海軍においては本国への艦艇の集中に制約を加えない形で、連合作戦の方針を決定することであった。また陸軍においては、極東における日本陸軍の庇護を受けることのほか、極東から遠く離れたインド正面に対する日本陸軍の援助をいかに獲得するかにあった。

ここで問題となるのは、英国はその海軍力と日本の陸軍力で互にその長短を補うことを提言したが、英国が支那艦隊の主力を本国に召還したように、東亜における実体は陸海軍とも英国軍の「短」を日本軍に補完してもらうしかなかったことである。このように、英国軍の日本軍に対する要望は、片務的な要素を多分に抱えていた。

3 第二次軍事協商と日英の戦略

(1) 第二次軍事協商の発端と経緯

日英同盟協約第七条に示された軍事当局者間による軍事協商は、日本が露国と戦っている最中であったため、日露戦争後に実施するように持ち越されていた。日露戦争が終了した1905（明治38）年の12月に、奥保鞏参謀総長は東京において軍事協商を開催することを希望していた⁴³。翌年の2月16日になって、海軍軍令部長フィッシャー大将が駐英林公使と面談し、この問題を持ち出した。フィッシャー大将は、帝国防衛委員会が日本との協商を開始することを決定し、彼が海軍事項について協商することを求められたが、ロンドンを離れることが出来ないため、日本から協商を行う権限を持った将校を派遣することを林公使に求めた⁴⁴。また、3月21日には駐日マクドナルド英国大使が、ロンドンにおいて両国陸海軍間で協商したい旨を西園寺公望外相に求めた⁴⁵。

日本軍側が日露戦争後の残務を処理し、英国軍側と軍事協商を行うことが可能になったのは1907年の初めであった。この時期になると、国際情勢は前項で述べた変化の方向が定まりつつあり、これに伴って英国の戦略的主関心が露国から独国に移っていた。このことは、日英同盟協約更新直後と違って、英国側に露国を主敵とする軍事協商を行う緊急性を低下させていた⁴⁶。しかし、日英双方にとって日英同盟の本質的必要性、すなわち欧州で英国が戦争に巻き込まれた時、露国、独国または中国の動乱であれ、その脅威からインド以東の英国

⁴³ 前掲『日本外交文書』第四十巻第一冊28頁。

⁴⁴ 同上、27頁。

⁴⁵ 同上、28頁。

⁴⁶ Nish, *The Anglo-Japanese Alliance*, p.354 .

權益を日本に擁護させるという意義は変化していなかったため、協約を保証する意味でも積み残した軍事協商を開催することは必要であった。

1907年2月10日、日本政府は在英小村寿太郎大使に対して、伏見宮貞愛殿下が訪英する際に、随行する山本権兵衛大将と西寛二郎大将をして、英国との軍事協商を行いたい旨を英国政府に申し込むように訓電した⁴⁷。

1906年12月上旬、寺内正毅陸相は奥保鞏参謀総長に対し、西大将に松石敏胤大佐を随伴させるように要望した。当時、松石大佐は第一部長の職にあったため、奥参謀総長は難色を示したが、寺内陸相は山県有朋元帥も同意しており、松石大佐をはずすと人選を根本的に変更しなければならなくなるとして押し切った。そして、寺内陸相は12月中旬に福島次長に対し、参謀本部で協商事項を調査して通報することを求めた⁴⁸。

参謀本部は協商の基準となる日本国防の構想として、国防方針の制定作業が進行中であったため⁴⁹、国防方針を基準として協商事項を訓令案にまとめ、1907年2月4日の部長会議で参謀本部案を決定した。そして翌5日に、山県元帥、寺内陸相、奥参謀総長、福島次長が会合して訓令案を内定した。訓令案は10日に、西園寺総理、山県・大山両元帥、寺内陸相、斎藤実海相、林董外相、奥参謀総長、東郷平八郎軍令部長、桂太郎大将、山本大将といった政軍首脳が会合して決定された。

しかし会議後に、訓令案上奏の手續について奥参謀総長と寺内陸相の意見が対立した。奥参謀総長は陸相・参謀総長連署の上、両者が上奏とする考えであったのに対し、寺内陸相は陸相のみが署名し単独上奏することを主張した。この意見の対立は、桂大将を調停者として巻き込むまでに紛糾した。その後、奥参謀総長が譲歩し、19日に寺内陸相が上奏して天皇の御裁可をえた。⁵⁰

海軍は、斎藤海相が2月中（日時不明）に山本大将に訓令を与えた。一方、陸軍は西大将がすでに渡欧していたため、3月1日に、寺内陸相が西大将に与える訓令を奥参謀総長が訓令の付帯事項（教示）を松石大佐に交付した。松石大佐は、山本大将と共に3月2日に欧州に向けて出発した⁵¹。西大将は4月12日、パリにおいて松石大佐から陸相の訓令と参謀総

⁴⁷ 前掲『日本外交文書』第四十巻第一冊、27頁。

⁴⁸ 『日英新協約第七條二基ク軍事協商二関スル顛末覚書』〔参謀本部「日英新協約第七條二基ク軍事協商二関スル顛末書」防衛研究所図書館所蔵〕。

⁴⁹ 国防方針の制定作業は1906年8月から始まり、1907年1月29日に陸海軍間の案が策定され、2月1日に陸海軍両統帥部長が天皇に奉答し、これを4月4日に天皇が御嘉納された（『帝国国防方針、帝国軍ノ用兵綱領裁定ノ経過』、軍令部第一課「帝国国防方針帝国軍ノ用兵綱領関係綴」防衛研究所図書館所蔵）。

⁵⁰ 前掲「日英新協約第七條二基ク軍事協商二関スル顛末覚書」。

⁵¹ 同上。

長の教示を受領した⁵²。

ロンドンに到着した山本大將は5月9日、財部彪大佐、加藤寛治中佐を伴いつウィードマス海相、フィッシャー大將、ホルデーノ陸相を相次いで訪問し、軍事協定の任に当たる訓令を持参していることを告げ、29日に協定を行うことを約束した。この日の山本・フィッシャー会談において、海軍に関する協定の大要についての話し合いが行われ、協定の筋は固まったが、フィッシャー大將は両国陸海軍代表者が一同に会して協定することには断固として反対した。26日に山本大將はフィッシャー大將と再度会談し、29日からの会議は陸海軍当局者のみが会合するが、陸海軍は各別に会議を開始することで同意した。⁵³

海軍側の会議は、29日と30日の二回にわたり、財部大佐、加藤(寛)中佐、駐英大使館付海軍武官柄内曾次郎大佐と、オットレー大佐、ブロック大佐、トーマス・ジャクソン大佐の6名の委員の間で、協定の細目の検討・整理が行われた。そして、6月4日に協定書が作成され、同日、山本大將とフィッシャー大將が承認・署名した。⁵⁴

一方、陸軍側は5月29日に、西大將が松石大佐・駐英大使館付陸軍武官柴五郎大佐伴って陸軍省に参謀本部長リットルトン大將を訪問し、協定の手続と大綱について会談した。この時、英国側には運輸給養部長ニコルソン大將、インド軍代表クレイ中將、参謀本部作戦部長イワルト少將、同次長ホルデーノ大佐が列席した。そして、同日午後3時から国防会議所において第一回の会合、6月1日に第二回の会合、6日に第三回の会合が行われ、この日に協定案がまとまり、翌7日に西・リットルトン両大將が署名した⁵⁵。

このように、海軍側に比較して陸軍側の協定が長引いたのは、後述するように日英連合作戦には、陸軍事項に多くの問題があったためであった。

(2) 明治四十年国防方針の戦略思想

1906(明治39)年夏頃から始まった国防方針制定への動きは、翌年1月29日に陸海軍間の調整が終って、国防方針の陸海軍案が確定された。その後、陸海軍案は制定のための諸手続が進められ、4月に日本帝国の国防方針として制定された。この国防方針は、日本軍の戦後経営の準拠とし、平時から陸海軍の戦略を統一しておくという目的のほか、英国との軍事協定における指針としての意義を持っていた⁵⁶。2月19日に決定された軍事協定のための西

⁵² 「日英軍事協約顛末報告」(陸軍省「日英新協約第七条ニ基ツク軍事協定決議書」防衛研究所図書館所蔵)。

⁵³ 同上。

⁵⁴ 海軍省編『山本権兵衛と海軍』(原書房、1966年)231～233頁。

⁵⁵ 前掲「日英軍事協約顛末報告」。

⁵⁶ 「国防統一ニ関スル議」(陸軍少將田中義一「帝国国防方針等策定顛末概要」防衛研究所図書館所蔵)。

大将への訓令は、前月29日に確定した国防方針の陸海軍案に基づいていたと思われる。したがって、日英軍事協約の内容に入る前に、国防方針の思想の中に見られる日英同盟の地位・意義を確認しておく。

国防方針は国防の基本的思想を示した「日本帝国ノ国防方針」(以下「基本方針」)、これを具現するための作戦・用兵の基本方針を示した「帝国軍ノ用兵綱領」(以下「用兵綱領」)、これに必要な兵力量を示した「国防二要スル兵力」(以下「所要兵力」)の三部で構成されている。

国防方針の基本思想は、「基本方針」に次のように示されている。日本と一想定敵国間の「一国戦」を基本として、満州と清国南部さらにはアジアの南方に発展するという「南北併進」の国家戦略を、次のような海外攻勢戦略によって達成することを構想している。この戦略は、満州における攻勢作戦によって露国軍を撃破する大陸攻勢戦略と、米独仏の在東亜艦隊の撃破とその根拠地を覆滅する海洋攻勢戦略の二つの柱で構成されている。⁵⁷

日英同盟については、「基本方針」の第四項の想定敵国に関する情勢判断の中で、次のように記されている。

然レトモ日英同盟新協約締結ノ結果、同盟ヲ以テ同盟ニ対スル関係ハ、列国利害ノ繋ル所、何時戦端ヲ開クノ動機ヲ惹起スルヤ測ラレサルモノアリ。是レ帝国ノ国防ニ重大ナル関係ヲ及ホスモノニシテ、慎重ナル考慮ヲ要ス。…英露開戦ニ当リ、戦争ノ基源孰レニ在ルヲ問ハス…我ハ直ニ協約上ノ義務ヲ負担セサルヘカラサルニ至ルヘケレハナリ。…英独露ノ関係等、何時、其衝突ヲ惹起スルヤモ測ラレス、果シテ其衝突ヲ現実ニスルコトアラシカ、独国ハ露国ト手ヲ携ヘテ起ツコトヲ謀ルナルヘク、其結果、我モ亦起チテ日英同盟ノ義務ヲ分担セサルヘカラサルニ至ルヘシ。⁵⁸

このように基本方針には、同盟対同盟の戦争発生の原因が主として英国と露国・独国の関係にあり、日本は同盟の義務によって戦争に巻き込まれる、といった文脈で書かれている。そして、日英同盟についての意義付けも、日英連合戦略の方針の内容も記述されていないし、まして日本国防の「骨髄」といった位置付けは何処にも見られないのである。

日英同盟に関する内容は、「用兵綱領」の第四項以下に表れる。第四項では、次のような協同作戦の方針が記述されている。

⁵⁷ 黒野耐『帝国国防方針の研究』(総和社、2000年)95、99～101頁。「日本帝国ノ国防方針」、「帝国軍ノ用兵綱領」(「明治四十年日本帝国ノ国防方針」防衛研究所図書館所蔵)。

⁵⁸ 同上「日本帝国ノ国防方針」。

日英同盟協約ニ基キ、英国ト協同シテ戦争スル場合ニ在テハ、共同ノ敵ニ対シ互ニ相策応シ、友軍全体ノ利ヲ謀ルヲ目的トシテ作戦スヘシト雖モ、相互ノ計画ニ於テハ直接ノ連合作戦、若クハ陸兵、或ハ艦艇等ヲ以テスル直接ノ援助ヲ期待セサルヲ要ス。⁵⁹

これは、連合作戦どころか相互の増援も行ふことなく、日英はそれぞれの自己の作戦計画に基いて作戦し、それらが相互に牽制作用を及ぼして効果を上げることを期待する、という考えが基本となっている。

具体的には第五項で次のように規定し、英国がインド方面からトルキスタン方面へ牽制作戦することを期待し、日本は露国に対する対一国戦の要領に従って満州方面で攻勢をとるとしている。

日英同盟協約ニ依リ、露国ニ対シテ日英互ニ援助スルノ作戦ハ、左ノ要領ニ従フモノトス。

我ヨリ英国ニ援助ヲ与フル場合ニ在テハ、帝国軍ハ第二項ノ要領ニ従テ作戦スルモノトス。

英国ヨリ我ニ援助ヲ与フル場合ニ在テハ、其陸軍ヲシテ印度方面ヨリ土耳其斯坦方面ニ向テ牽制ノ作戦ヲ為サシムルコトヲ期待シ、其海軍ニ向テハ第四項ノ要領ニ従テ作戦スヘキコトヲ要求ス。⁶⁰

次に第六項で同盟対同盟戦の場合を規定し、次のように露国に対する一国戦の作戦要領を準用するとしている。

日英同盟ヲ以テ、露独、露清、若シクハ露仏連合ニ対スル時ハ、左ノ要領ニ従フモノトス。

我海軍ハ第二第四項ノ要領ニ従ヒ、敵ノ東洋[東亜の意味]艦隊ニ対シテ攻勢ヲ取ルヲ期ス。...

我陸軍ハ概ネ第二項ノ要領ニ従テ作戦スヘシト雖モ、咸鏡道方面ニ作戦スル兵力ヲ減シテ、他ニ使用スルコトアルヘシ。⁶¹

以上のように、「基本方針」「用兵綱領」に記述された日英同盟の内容は、明らかに日本一

⁵⁹ 前掲「帝国軍ノ用兵綱領」。

⁶⁰ 同上。

⁶¹ 同上。

国による国防を補完するにしか過ぎない。日英同盟が日本国防の基軸であるならば、「基本方針」の戦略の部分に日本の国防が日英同盟によって達成することが明示され、「用兵綱領」の第五・六項の内容が作戦・用兵の主軸となって記述さるべきである。しかし、国防方針は一国戦を中心とした一国防衛主義の思想を主体に構想されている。

このように、国防方針に流れる思想は、本来、日本が露国に対し構想した作戦を実行するだけで、日英同盟への期待はインド正面での牽制効果があればもうけものという内容であった。これは、日露戦争の体験から、露国であれ独国であれ一国戦であるならば、日本一国で十分に対抗できるとの自信に裏付けられ、連合作戦によって拘束されるよりは、戦機を重視して自己の作戦を自由に実行することを主に、国防方針が構想されていたことを表している。

その背景には、第一次日英軍事協約の際に明らかになった、英国軍の極東への派遣能力が不足している実態と、極東で日本と共に露国と戦う意志のないことがあった⁶²。第二次同盟協約における英国の意図は、インド以東における英国の能力不足を日本軍に依存することであったことを、日本は第一回軍事協定の経験から承知していたのである。

日英同盟の日本にとっての軍事的意義は、独仏が露国と連合する日本対数力国戦となることを抑制することだけにあった。したがって、国防方針の戦略思想は、一国戦を日本独自の攻勢戦略によって達成することが主体となった。日英同盟に対する期待は、実質的にはほとんど効果がないと思われるインド正面からの牽制作戦に甘んじた。これは、軍事面のマイナスを政治・外交・経済といった政略面でのプラスが補うという大局判断が、当時の軍首脳にあったことを物語っていた。

(3) 軍事協約に対する日本の期待

日本は1907(明治40)年2月10日、政軍の首脳が一同に会合して、山本・西両大将に与える訓令案を決定した。西大将に与える訓令案は、国防方針の思想を受けて、次のような要旨の内容が示されていた。

英露戦争が生じた時に、日本が英国に兵力的援助を与える場合は、陸軍が満州方面より極東露国軍を牽制する。

日露戦争時に、英国が日本に兵力的援助を与える場合は、英国軍がインド方面からトルキスタン方面に作戦して露国軍を牽制する。

日本がインド方面に、英国が満州方面に兵力を派遣して、直接援助することは必ず避

⁶² 「訳第貳号」(前掲「日英両国軍事関係書類」)。

ける。

露国を除く一国、または数力国の連合に対する場合の作戦は、臨機に策定することとする。

英国から援助を受ける輸送船(約14万トン)、鉄道材料等については協定すること。

協商は細部に入らず、余地を残しておく。⁶³

そして、28日に奥参謀総長が西大将に対して14項目の指示を与えているが、その主要な点は次のようなものであった。

対露作戦を協商する場合、黄海方面で開戦初期に陸兵を輸送する主旨に反したり、その実行を阻害する恐れがあると認められる案件には、絶対に反対すること。

対露一国戦の場合以外は、予め協定しておくことは不便であるから、陸軍作戦は臨機に策定するとしておくこと。

英国かの援助は、輸送船約14万トンを3週間以内に神戸港に集合させるように交渉すること、各種輸転・鉄橋材料等の提供を受けることであるが、これらは香港以西への陸軍の派遣要求と交換条件とはしないこと。⁶⁴

これらのことは、日本陸軍の意図が、露国陸軍の集中未完に乗じて攻撃する戦略を実行する上での兵力と運用について拘束されないことと、戦略輸送能力の不足を補う上での援助を獲得することにあつたことが分る。

一方、海軍においては、斎藤海相から海軍側代表の山本大将に「日英同盟協約第七条二基キ為スヘキ協商方針」が示された。この協商方針は、前文に次のように述べている。

同盟軍作戦ノ画策ハ、敵我ノ対勢、並に其時ノ情況ニ抛リ千變万化スヘキモノナレハ、予メ精細ノ策定ヲ為シ置クモ、事ニ臨ミ応用ヲ期シ難ク、或ハ却テ凝固ノ不利ヲ来スコトアルヘシ。

亦...世界列強勢力ノ平衡ハ大ニ破レ、現下尚ホ混沌タルノ状況ニ在ルモノノ如シ。従テ将来、我同盟軍ノ対スヘキ敵モ亦、果シテ何々国タルヘキヤ、今日ニ於テ之ヲ想定スルコトスラ頗ル難事ニ属ス。然レトモ、之ヲ諸般ノ趨勢ニ鑑ミルニ、同盟軍ノ大活動ヲ要スルノ日、敵ハ蓋シ数強国ノ連合軍ニシテ、時当サニ世界ハ大乱ノ裏ニ投セラルヘキモノト覚悟セサルヲ得ス。是時ニ當リ、同盟軍ハ各其全力ヲ以テ共同ノ敵ニ當リ、苟モ友軍ノ利益ヲ計ル上ニ於テモ、毛頭疎漏ナカルヘキコシハ勿論ナリト雖、斯如場合ニ、開戦当初ヨリ相

⁶³ 「日英同盟新協約第七条二基キ陸軍々事協商ニ関シ西陸軍大将ニ与フル訓令案」(前掲「軍事協商顛末書」)。

⁶⁴ 「参通第一七号」(同上「軍事協商顛末書」)。

互物質的ノ助力ヲ期待スルカ如キハ、策ノ得タルモノニ非ルヘシ。

故ニ、本協商ニ於テハ...余リ立入りタル取極ヲ為サス、唯将来、益々両国軍ノ関係ヲ密邇セシメ、有事ノ日、臨機ノ画策応変ノ作動ヲ遺憾ナカラシムル所以ノ途ニ至テハ、充分ニ之ヲ講究シテ施設スルトコロアランコトヲ欲スルモノナリ。⁶⁵

この前文は、連合作戦の方針的事項も状況に応じて決めることを原則としており、協商の指針となる国防方針の思想と比較するとかなりの違いがあり、海軍の国防方針に対する微妙な心理が見られる。

前文の後に、提議すべき要件として12項目の内容を示しているが、主要な点は次のようなものである。

海軍作戦の要旨は、まず敵の海上勢力の殲滅にあることを「宣明」しておくこと。

仮りに、独国・露国・仏国の三国が敵で、米国・イタリアが中立の場合、英国が東亜に派遣できる海軍兵力を問うこと。

危機切迫した場合、日本海軍主力は状況に応じて最も便利な地点（例えば佐世保）に集中するが、在東亜英国海軍の集中計画がどのようになっているかを問うこと。

両国艦隊をさらに某地点に集結するか否かは状況により定めるが、ここでは互に相策応して攻勢作戦を執行することを約束すること。

両軍間の通信連絡・暗号、兵站補給関係、演習の相互視察、情報交換、連合指揮関係等を詳細に取り決めること。⁶⁶

以上の協商方針を国防方針の思想と比較すると、次の点が注目される。国防方針は日英同盟に対する敵を露独・露仏・露清と明記しているが、協商方針は仮りにとはしているものの、これを無視して独露仏の三国を敵としていることである。ここには、露国艦隊が消滅した以降、米国を除いた場合は独露仏の三国を対象にでもしない限り、東洋において日英連合艦隊に対抗できる海軍は存在しないといった現実が表れている。

また、協商で決定する事項として、第一に敵海上勢力の殲滅を宣明すること、日英相策応して攻勢作戦を行うことを約束すること以外は、具体的に取り決めないことを原則としている点が、国防方針の思想とは大きく異なっている。

この中で英国の発議がなければ提議しないことを示した最後の第十二項で、極東の制海権を掌握した以降であれば、巡洋艦の一隊をインド洋まで派遣することが可能としている点が注目される。

⁶⁵ 『日英協商に関する海軍大臣訓令充裁書』(前掲『日本外交文書』第四十巻第一冊)29頁。

⁶⁶ 同上、29～30頁。

このように海軍の協商方針からは、陸軍の主導で制定された国防方針への微妙な感情と、実質的に仮想敵を喪失した困惑が見られる。

4 第二次軍事協商に見る日英間の戦略問題

(1) 海軍の問題

日英軍事協商を開催するに先立って、5月9日・26日の2回にわたり、山本大将とフィッシャー大将が長時間の会見を行い、海軍に関する協約の基礎条件・要綱といった大枠は合意したようである⁶⁷。会談内容は資料が残っていないため、海軍に関する協定の内容から推測する以外にない。

この時の会談で、フィッシャー大将が日英陸海軍代表者が共に会同して協商の基礎を決めることに関して、本協約は主として海軍に関係するものであるからとして反対した⁶⁸。その背景には日本側と同様に、英国側にも制海権獲得と陸兵輸送の順序に関する考え方において、陸海軍間で意見の違いがあったことが窺える。

海軍は、十三の項目について合意している。第五項から第十一項は石炭・兵器の相互援助、信号・暗号、演習視察、造船計画の相互通知、輸送船舶の相互通報、海底電線、協同作戦の指揮権に関する具体的な取決めをしている。最後の第十三項は協定から起こる部分的問題は、東京・ロンドンの大使館付将校間において、協議することを決めている⁶⁹。

軍事協商における戦略・作戦については、第一項から第四項及び第十二項で律している。第一項で、まず同盟海軍の敵を外交政略上の敵となる恐れのある諸国の海軍力としている。第二項で、単一国の海軍による攻撃はありえず、二国以上が連合する場合を想定敵と規定した。そして、この敵に匹敵する海軍力を保持するとしている。

その後、平時における海軍力の維持・配置について、「同盟国ノ一方ハ、他方ニ対シ、相互ニ有スル責任ノ存スルトコロヲ識認スルノ義務アリ」と述べている。そして、両国海軍の配置については第四項で、「英国ノ取ルヘキ最良最有效ナル手段ハ、欧州ニ於ケル敵艦隊ノ其根拠地ヨリ出ルヲ要撃シテ之ヲ撃破シ、敵ヲシテ敢テ東洋[東亜の意味]ニ到ルヲ得セシメサルニ在リ」としている。さらに第十二項で、「一外国ニ於テ、其海軍勢力ヲ著シク一方面ヨ

⁶⁷ 前掲「山本伯実歴談」231～232頁。

⁶⁸ 同上、231頁。

⁶⁹ 「日英同盟新協約第七条ニ基キ山本海軍大将ト英国海軍当局者トノ間ニ協定シタル事項覚書」(海軍航空本部「日英同盟新協約第七条協定事項覚書」防衛研究所図書館所蔵)。

り他ノ方面ニ移動スルコトアラハ、之ニ応シ我同盟海軍ノ勢力モ亦、直ニ之ヲ移動シテ、之ニ拮抗セシムルヲ要ス」とした。⁷⁰

ここに、欧州海域に海軍力の主力を集結している英国と、その現実には認めつつ将来の情勢の変化への含みを持たせておきたい日本の苦心の跡が見られる。そして、海軍力の標準を二国以上が連合した場合を敵とし、最初から相互の物質的援助を期待しないとしている。これは、日英それぞれが開戦初期の作戦を拘束されることなく、自国の計画に基づいて行動することで合意したことが推測される。

この海軍の戦略配置と分担は、日本海軍にとって重大な意義を持っていた。英国海軍が露国・独国・仏国海軍を欧州海域に拘束するという事は、東亜海域においては露国・独国・仏国の3国が連合しても、日本海軍単独で十分に対応することが可能となる。したがって、東亜海域において日本海軍に対抗できる能力を持つ想定敵国は、同盟の実質的対象外である米国海軍以外にはない。国防方針が、米国を露国に次ぐ第二の想定敵国としたのは、この点にあった。

作戦の基本的思想については第三項で、制海権を獲得するため敵艦隊を撃滅することを第一とした。これについては、双方とも異議はなかったが、その後「時宜ニ由リテハ未タ全ク上記ノ目的ヲ達成シ得サルモ、先ツ陸軍大部隊ノ海上輸送ニ着手スルノ必要ヲ見ルコトアルヘキヲ認ム」⁷¹と付記した点に、日英海軍とも双方の陸軍との協議で、相当のやりとりがあったことが窺われる。

この点が、フィッシャー大将をして、陸海軍同席して協議する必要なしと言わせた原因であったと推察される。とにかくこの取決めによって、日英陸軍、特に日本陸軍は敵連合艦隊が決戦を避け港湾に退避した場合、時日を浪費することなく、速やかに陸軍を輸送することが認められたこととなり、陸軍戦略・作戦の基本方針が成立する条件が整ったこととなるのである。

米国海軍を同盟の対象から実質的に除外したことは、その後、日米の対立が先鋭化し、日露の提携が強化されるに従って、日本にとっての日英同盟の軍事的価値を希薄化していくこととなるのである。

(2) 陸軍の問題

軍事協商開始前の1907(明治40)年3月26日、柴大佐は軍事協商において英国が提出する陸軍関係の問題について、英国参謀本部作戦課次長ホルデン大佐から聞き出した要旨を

⁷⁰ 同上。

⁷¹ 同上。

寺内陸相に報告した。

これによれば、英国陸軍の意図は英露戦の場合の日本陸軍は極東において露国陸軍に対して牽制作戦を行い、日露戦の場合の英国陸軍はインド方面で露国陸軍に対し牽制作戦を行うことであった。しかし、仏国・独国等が露国陸軍を支援する場合は、インド方面への日本陸軍の赴援を希望していたし、清国内で騒乱が発生した場合は、日本陸軍に依存する意向を持っていた。そして日米戦が起った場合、英国はその戦争に関係したくない意向も示していた⁷²。

このような英国側の意図は、攻守同盟への改定を希望した英国の事情からすれば当然の内容であった。しかし対数国戦の場合、日本陸軍がインドまで赴援することには問題があった。独国なり仏国が露国を援助する場合は、満州における露国陸軍は露国一国の場合よりさらに強大になり、日本陸軍がインド赴援のため兵力を割く余裕などなかったのである。

ロンドンにおける5月29日・30日の会議では、さらに英国陸軍の弱点と軍事援助の実態が明らかとなる。

本協約における陸軍間の最重要事項は、日本は満州方面から、英国はインド方面から、露国に対し牽制することであった。しかし、英国陸軍はインド・露国国境の地形、アフガニスタンの情勢不安のため、露国国境への進攻が出来ないのが実態であった。さらに、欧州で戦争が発生したり、露国に一国以上の国が連合した場合、英国本土からインドに増派する能力がないため、日本軍に派兵を求め、カラチからアフガニスタンのカンダハルに向って作戦することを要求する状況であった⁷³。

英国は対一国戦・対数国戦いずれの場合でも、実態としては、インド方面から牽制する意思も能力もなかったのである。したがって、両国は軍事協約を成立させるために、玉虫色の文言を記すことで妥協した。

成立した協約は、三カ条六項目からなる簡単なものであった。まず、第一条で同盟陸軍の戦略・作戦の基本方針を決めた。すなわち、露国一国と戦争する場合の方針は次の通りであった。

同盟国ノ各八、状況ノ許ス限り極東、若クハ印度境域方面ニ於ル其固有ノ戦場ニ於テ、作戦スルコトニ依テ、其同盟国ノ為メニ牽制ヲ為スコトヲ勉ム。

そして、露国が一国以上と同盟した場合の方針は、臨機に定めることとした。戦略・作戦

⁷² 「英常報第四十四号」(参謀本部「日英新協約第七条ニ基ク軍事協商ニ関スル顛末書」以下「軍事協商顛末書」、防衛研究所図書館所蔵)。

⁷³ 「日英軍事協約顛末報告」(前掲「日英新協約第七条ニ基ク軍事協商決議書」)。

に関する根本的な協定は、これが全てであった。

第二条では、通信・暗号、司令部への将校の相互派遣、日本の要求する鉄道・通信・作戦用資材の手續事項を決めた。第三条では、日本への海上輸送援助について、英国海軍省の「言明」を認めることが取決められた。⁷⁴

このように、英国の日本陸軍に対する実質的援助は、第二条の鉄道・電信・戦用材料の供給と、第三条の海上輸送の援助であった。この海上輸送援助に関しては、英国海軍省が慎重に調査した結果を覚書にしており、広島港から3週間以内の航程にある英国商船は87隻・約51万4千トン弱で、日本が要求した14万トンには応じられる旨を回答していた⁷⁵。このように、陸軍間の協約は日本側に極めて大きな負担がかかる内容であった。

(3) 第二次日英同盟に対する評価

田中義一中佐が1906(明治39)年に起草した「随感雑録」の中で指摘した、以下のような日英攻守同盟に関する評価が、陸軍中央の中堅参謀の意見を表していた。田中中佐は、英国陸軍の評価が低いこと、在インド陸軍兵力はトルキスタンに対し攻勢作戦を行うには寡勢であること、交通未発達・物資の乏しいアフガニスタンを越えて作戦することは難しいという理由から、英国軍の牽制作戦を次のように評している。

露国極東侵略ノ鋒鋒ヲ中央亜細亜方面ニ牽制シ、或ル時期間八固ヨリ我ニ利益ヲ呈スヘキモ、作戦上ヨリ觀察スレバ、英国ガ土耳其斯坦方面ニ向テスル牽制ハ、露国ニ取りテ決シテ大ナル苦痛ヲ感スルモノニアラズ。

これに対して、インドの局面で発生した戦争に、日本陸軍が満州正面で行う牽制作戦は、自動的に日露間の大決戦となるため、日本は国家の存亡を掛けて戦わなければならない。したがって、政略上の影響を除けば、「我が陸軍ノ利益、果シテ那边ニ在ルヤヲ発見スルニ苦シマサルヲ得ス」と評価し、在インド英国軍の配置からしても、攻勢作戦を実行する意思はないと見抜いていた。⁷⁶

また、田中中佐は英国と露国間の修復の動きを見て、日本が露国と英国の斡旋に乗り出し、その機会を利用して日露関係を好転させ、南進策を講ずることを主張していた⁷⁷。

⁷⁴ 「日英軍事協商決議書」(同上「日英新協約第七条ニ基ク軍事協商決議書」)。

⁷⁵ 「英国海軍省覚書」(同上「日英新協約第七条ニ基ク軍事協商決議書」)。

⁷⁶ 田中義一「随感雑録」(山口県立文書館所蔵)(第三節)第三。

⁷⁷ 同上。

以上は、陸軍を中心に見た場合の評価であった。田中中佐は海軍についても、英国海軍の大部分が欧州に牽制され、有力な艦隊が極東に回航されることは期待できないと評価していた⁷⁸。この評価は、露国につぐ第二の想定敵国である米国を意識した評価と思われる。

日露・英露協商が成立した1907年の時点で見通しうる将来、敵となる可能性が最も大きい米国が実質的には同盟の対象から外されていたことは、海軍にとっても日英同盟の軍事的意義を低下させるのである。国防方針の想定敵国は露国を第一とし、米国は第二に位置したが、海軍は実質的には米国を第一の対象としていた。この時はまだ漠然とした想定敵国であったが、日米間の緊張が高まっていくに従って、日英同盟の軍事的意義は低下していくのである。

このように、日英攻守同盟は政治・外交・経済上の意義は極めて大きいものの、軍事的には英国軍需産業から艦艇等の供給、技術の導入を安定して得られるという利点以外は日本の負担が極めて大きく、軍事的合理性のみから判断すれば片務的であった。ここに、国防方針が日英攻守同盟を日本国防の骨髄とは評価することなく、末項において付け足し的に取扱った理由があったのである。

田中中佐の評価の中でさらに注目されるのは、南進の国家戦略と日英同盟の関係についての指摘である。田中は英露協商が進展している状況を見て、日本がその仲介者となり、これを契機として日露関係を修復し、十分な準備を整え、何時の日か日英同盟を破棄して日露同盟を結び、日本は英国が東亜に扶植した利権を奪取し、露国にインドを圧迫させることが有利になる時がくるであろう、と指摘した。

たしかに、日本が南進を追及するかぎり、中国南部から東南アジアにかけて大きな権益を維持していた英国とは衝突する可能性が大きい訳であるから、論理的には田中の指摘のようになる。ここには、日本の国家戦略と同盟の関係が長期的視点にたって綿密に検討されていない問題点が浮かび上がってくるのである。

5 軍事協約成立前後の情勢の変化

第二次日英軍事協約が1907（明治40）年6月に成立すると、翌7月に日本と露国は、満州の勢力範囲を南北に分割した秘密協約を含む日露協約を締結した⁷⁹。この協定の狙いは、米国資本の満州への進出に対する日露の共同防衛にあった⁸⁰。これは、日英同盟が実質的に

⁷⁸ 同上。

⁷⁹ 前掲『日本外交文書』第四十巻第一冊、174頁。

⁸⁰ 前掲『列強対満工作史』（原書房、1973年）170頁。

米国を対象外としたため、日本が取った補完処置であった。

1905年に改定した日英同盟は、その時を頂点として1907年には、英露協商が成立したことによってその意義を相対的に低下させた。伊藤博文韓国統監が、11月6日の「対外政策意見書」において次のような指摘をしたように、わずか2年の間に大きく変化していた。

同政府〔英国〕ハ、英露協商ヲ締結シテ年来ノ禍根ヲ絶チ得タルカ故ニ、日英同盟ノ必要ヲ感スルコト旧ノ如ク切実ナラサルヲ以テ...⁸¹

ここに、日本は露国・独国を対象とした日英同盟と、日英同盟の対象外である米国の満州・清国への進出に対抗するための日露協商・日仏協商による多角的同盟協商網を構築した。したがって極東を中心に見た場合、日本にとっての実質的な脅威は、当面の独国の小さな脅威と、将来における米国の大きな脅威であった。

日本陸軍は、露国に対する本質的な不信感とその強大な陸軍の存在によって、想定敵国としての位置付けを変えないものの、実質的な脅威としての説得力は低下していった。それよりも、日英同盟が空洞化していくに反比例して、第二次・第三次と日露協商は強化されていくこととなった。

英国では1905年12月、バルフォア内閣に代って日英同盟に対して無関心以上に難色をも宿す、キャムベル＝バナーマンの自由党内閣が出現していた。前述した伊藤韓国統監の意見書に答えた1907年11月29日付の林外相の意見は、満州・清国における日英の経済上の紛糾が、英国人の感情に日本への嫌悪感を生じさせ、世論を動かす危険性を指摘していた⁸²。

このような日英間の変化を背景として、モーリ英国インド相は1906年暮に日本移民排斥問題に端を發した日米間の紛糾に警愕し、日米間の緊張に捲き込まれないかとの危惧の念を表明していた⁸³。また、1905年12月に陸相となった自由党のホルデーは、日英同盟が更新される以前の1904年2月初旬に、英国議会下院において次のような主旨の発言をしていた。二強国標準主義はどんなことがあっても米国を対象としたことはなく、実際の政治の範疇として米国との戦争を考えることを拒否する⁸⁴。

このように、英国は米国を二強国標準主義の対象から外していたのである。そして、軍事協商が行われる以前の明治1906年2月15日の海軍省高官会議の覚書には、次のように記されていた。

⁸¹ 外務省編『日本外交文書』第四十卷第三冊(日本国際連合協会、1961年)789頁。

⁸² 同上、792～793頁。

⁸³ 前掲『満州問題と国防方針』599頁。

⁸⁴ E.L.Woodward, *Great Britain and the German Navy*, (Clarendon Press, Oxford, 1935), p.468.

日本が太平洋の支配を目指して米国と戦争に陥るのは無理もないが、もし日本が米国と戦争したために、英国が日米両国の中で選択を下さなければならないのなら、英国国民は必ず日英同盟を放り出すであろう。⁸⁵

またフィッシャ元帥も、「米国は同族の国家であり、我々は米国とは肉親殺し的な戦争は決してしないであろう」と認めていた⁸⁶。さらに、日英同盟を強化・拡大するに際しての英国政府の主要関心は、米国との戦争に巻き込まれることを回避する点にあったのである。

おわりに

日英同盟の軍事的側面は、英国がインド以東の陸海軍力の不足を日本に依存する反面、日本は英国から艦艇を購入し、技術供与を受け、戦時に英国籍の船舶輸送・鉄道材料等の支援を受けるといふ、第二義的な援助しか期待できない片務的のものであった。このことは、1905年8月の日英同盟の改定から、日英軍事協約締結の協議が開始される1907年5月までのわずか2年弱の間に、日英同盟の価値が急激に変化していく素地となっていた。

そして、日英軍事協約が締結された6月から8月までの間に、日仏協商、日露協商、英露協商が成立し、日英同盟の基礎である露国の脅威が低下した。また、将来における日米間の対立の激化が予想されるのに、日英同盟の対象として米国が実質的には外されていた。このような日英同盟の政略的意義の変化は、日英同盟全体の意義を急速に低下させていった。

しかし、英国は独国との対決上から日本と敵対する愚を避ける意味で、日英同盟を継続する意義は十分にあった。日本としては、軍事的意義は片務的であったし、露国の脅威が低下し、米国が同盟の対象外にあったものの、日本が孤立することなく国家戦略を進める上で、政治・外交・経済に占める日英同盟の意義は捨て難いものがあった。これらのことが、日英同盟を1922(大正11)年まで継続させるのである。

日英同盟についてもう一つ考えなければならないことは、国家戦略との問題である。日本が国家戦略として北守南進なり、南北併進を採用する場合、それらは日英同盟と本質的には相反する要因を持っていることである。

英国の東亜における権益は、揚子江流域南部からマレー・シンガポールといった南方にあり、日本が南進する場合はそれが経済的手段であっても軋轢が生じ、対立へと発展してい

⁸⁵ 前掲・角田『満州問題と国防方針』602頁。

⁸⁶ Marder, *The Anatomy of British Sea Power*, pp. 513-514 .

く可能性を包含している。また、日本が南進する途上にはフィリピンがあるため、それは米国にとっても脅威となり、英米が連繋する要因となる。

このように、南進は日英同盟と本質的に相反する要因をもっている。日露戦争以前の北守南進は、実質的には北守に全力投球した時期出会ったため、南進による問題は起こらなかった。ところが、第一次大戦間に日本が英国の在中権益の中心である揚子江流域に手を出すようになると、英国は日英同盟に疑念を抱くようになるのである。

日英同盟の存在が日本の安全と発展に大きく寄与したことは否定できない訳であるから、英国との同盟という正しい選択と矛盾する南進の国家戦略は根本的に再検討する必要があった。言い換えれば、当時は国家戦略と同盟の選択が長期的政策として総合的・体系的に検討されていなかったのである。このことは、第一次大戦に際して日本が採る政策がことごとく失敗し、国際的孤立に陥っていく遠因ともなるのである。